

**厚木市立老人憩の家条例の一部改正に対する
パブリックコメントの実施結果について**

1 意見募集期間

令和8年5月15日（金曜日）から令和8年6月15日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- | | |
|----------------|----|
| (1) 意見をいただいた人数 | 2人 |
| (2) 意見の件数 | 4件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 0件 |

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1 条例改正について			
1	賛成	年齢を問わず利用できる開かれた施設としての認知を広げ、多くの方に親しまれるよう、新たな名称に改正してまいります。	—
2	いこいの家、でよい。		—
2 その他			
3	インターネット環境がないので、市が整備して公民館同様フリーWi-Fiにしてほしい。	御意見につきましては、今後の施設運営に当たっての参考とさせていただきます。	—
4	目の前のバス停が廃止され地域の方が困っている。	御意見につきましては、参考とさせていただき、関係課と共有いたします。	—

4 お問合せ先

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 担当課名 | 福祉総合支援課 |
| (2) 連絡先 | 046-225-2220 |

6 結果公開日

令和8年7月17日 公開

厚木市立老人憩の家条例の一部改正の骨子

1 目的

老人憩の家は、従来、60 歳以上の高齢者の方が利用する施設として設置してきましたが、平成 20 年に条例を改正し、高齢者だけでなく、誰でも利用できる施設となりました。

しかしながら、施設の名称については、従来の「老人憩の家」のまま、今まで運営がされています。

そこで、今般、施設の名称を実際の利用対象者と一致させ、年齢を問わず利用できる施設であることを明確にするため、老人憩の家条例における名称等を改正するものです。

2 主な改正点

(1) 施設名称
これまでの施設名称である「老人憩の家」を「いこいの家」に改正します。

(2) 設置目的
施設の利用対象者を明確にするため、設置目的の一部を改正します。

3 改正（施設名称変更）についての考え方

施設の名称を実際の利用対象者と一致させることにより、誰でも利用できる施設であるということを明確にします。

また、これまで長年にわたり親しまれてきた「老人憩の家」という名称の一部を継承しつつ、名称変更による混乱等を最小限にとどめることも考慮し、新たな名称を「いこいの家」とするものです。

年齢を問わず利用できる開かれた施設としての認知を広げ、様々な世代による相互交流を促進します。

4 厚木市立老人憩の家条例の一部改正

項 目	改正前	改正後
条例の名称について	厚木市立老人憩の家条例	厚木市立いこいの家条例
設置目的について	・老人の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流を促進する。	・地域住民の教養の向上と心身の健康増進を図るとともに、相互交流を促進する。
施設の名称について	厚木市立老人憩の家	厚木市立いこいの家

5 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日（予定）